

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例(平成17年3月25日京都市条例第56号)

(産業観光局農林部農業振興整備課)

京北町の区域の編入に伴い、同町において設置されている上弓削地区農業集落排水施設を引き継ぎ、農村地域における農業用排水の水質の保全及び生活環境の改善に資するための施設として、上弓削農業集落排水処理施設（以下「農業集落排水処理施設」といいます。）を設置し、その管理に関する事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 供用開始の告示（第3条関係）

市長は、農業集落排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用開始年月日、処理区域その他必要な事項を告示しなければならないこととします。

2 排水設備

(1) 排水設備の設置（第4条関係）

農業集落排水処理施設の処理区域内の建築物の所有者は、当該農業集落排水処理施設の供用開始後遅滞なく、その建築物の汚水を農業集落排水処理施設に流入させるための排水設備を設置しなければならないこととします。

(2) 排水設備工事（第6条関係）

ア 排水設備工事（軽易なものを除く。）をしようとする者は、当該排水設備工事に係る排水設備の計画について市長の確認を受けなければならないこととします。

イ 排水設備工事の設計及び施行は、市長又は指定下水道工事業者（京都市公共下水道事業条例第5条第2項に規定する指定下水道工事業者をいいます。）でなければ行うことができないこととします。

3 農業集落排水処理施設の管理及び使用

(1) 汚水の排除の届出（第8条関係）

処理区域内において汚水を農業集落排水処理施設に排除しようとする者は、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

(2) 水洗便所の設置等（第9条及び第10条関係）

ア 処理区域内において建築物を建築しようとする者は、便所を水洗便所（污水管が農業集落排水処理施設に連結されたものに限る。以下同じ。）以外の便所としてはならないこととします。

イ 処理区域内のくみ取便所が設けられている建築物の所有者は、当該処理区域に係る農業集落排水処理施設の供用開始日から3年以内に、当該便所を水洗便所に改造しなければならないこととします。

ウ 市長は、ア又はイに違反した者又は当該違反に係る建築物を譲り受けた者に対し、当該便所を水洗便所に改造すべきことを命じることができることとします。

エ 農業集落排水処理施設へのし尿の排除は、水洗便所によらなければならないこととします。

(3) 公共ます等の清掃（第12条関係）

農業集落排水処理施設のます（以下「公共ます」といいます。）又は取付管の清掃を必要とする者は、市長に申し込んだうえ、当該清掃に要する費用を負担しなければならないこととします。

4 使用料等

(1) 使用料の納入義務（第13条関係）

使用者は、農業集落排水処理施設への汚水の排除を開始した時から、使用料を納入しなければならないこととします。

(2) 使用料（第14条及び第15条関係）

ア 1月の使用料は、汚水の排出量に基づき、次に掲げる基本使用料及び従量使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とします。

(7) 基本使用料 1,000円

(イ) 従量使用料

汚水排出量	単位	従量使用料
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	1立方メートル	円 160
10立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分		170
30立方メートルを超え、50立方メートルまでの部分		180
50立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分		190
100立方メートルを超える部分		200

イ アにかかわらず、農業集落排水処理施設を臨時に使用する場合の1月の使用料は、次に掲げる基本使用料及び従量使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とします。

(7) 基本使用料 3,000円

(イ) 従量使用料 汚水排出量の10立方メートルを超える部分1立方メートルにつき200円

(3) 分担金（第21条関係）

排水設備を新設しようとする者（当該排水設備を既存の公共ます又は他の排水設備に接続する者を除く。）は、1件につき480,000円の分担金を納入しなければならないこととします。

5 減免（第22条関係）

市長は、特別の理由があると認めるときは、3(3)の費用、使用料又は分担金を減額し、又は免除することができることとします。

6 罰則（第24条関係）

市長は、3(2)ウの命令に違反した者、使用料の支払を免れようとした者等に対し、過料を科します。

7 その他

(1) 農業集落排水処理施設は、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けています。

(2) 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第56号

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 排水設備（第4条～第7条）

第3章 農業集落排水処理施設の管理及び使用（第8条～第12条）

第4章 使用料等（第13条～第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

第6章 罰則（第24条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 農村地域における農業用排水の水質の保全及び生活環境の改善に資するため、農業集落排水処理施設を設置する。

2 農業集落排水処理施設の名称は、上弓削農業集落排水処理施設とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 汚水 し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。

(2) 農業集落排水処理施設 汚水を排除するための排水管、排水渠その他の排水施設及びこれに接続して汚水を処理するために設ける処理施設（し尿浄化槽を除

く。)並びにこれらの施設を補完するためのポンプ施設その他の施設の総体をいう。

(3) 処理区域 農業集落排水処理施設により汚水を排除し、及び処理することができる地域で、次条の規定により告示された区域をいう。

(4) 排水設備 汚水を農業集落排水処理施設に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の設備をいう。

(5) 排水設備工事 排水設備の新設、増設、改造、撤去又は修繕の工事をいう。

(6) 指定下水道工事業者 京都市公共下水道事業条例第5条第2項に規定する指定下水道工事業者をいう。

(供用開始の告示)

第3条 市長は、農業集落排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、又は処理すべき区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

第2章 排水設備

(排水設備の設置)

第4条 農業集落排水処理施設の供用が開始されたときは、その処理区域内の建築物の所有者は、遅滞なく、その建築物の汚水を農業集落排水処理施設に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

(排水設備の設置及び構造)

第5条 排水設備の設置及び構造は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

(1) 下水道法施行令第8条(同条第1号及び第6号を除く。)の規定の例によること。

(2) 排水設備は、別に定めるところにより、農業集落排水処理施設のます(以下「公

共ます」という。)その他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。

(3) 排水設備の排水管の内径及び排水渠の断面積は、別に定めるところにより、その排除すべき汚水を支障なく流下させることができるものとする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、農業集落排水処理施設及び排水設備の機能を維持するために必要な措置を講じること。

(排水設備工事)

第6条 排水設備工事(別に定める軽易なものを除く。第3項において同じ。)をしようとする者(請負契約による場合にあっては、注文者)は、あらかじめ、当該排水設備工事に係る排水設備の計画が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、別に定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。

2 排水設備工事の設計及び施行は、市長又は指定下水道工事業者でなければ行うことができない。

3 指定下水道工事業者は、排水設備工事が完了したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出て、市長の検査を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による検査をした場合において、当該検査に係る排水設備の設置及び構造が前条各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、その旨を文書により前項の規定による届出をした指定下水道工事業者に通知しなければならない。

(排水設備の清掃)

第7条 市長は、排水設備の清掃を必要とする者から申込みがあったときは、当該排水設備の清掃を行うことができる。この場合において、当該申込みをした者は、当該清掃に要する実費を納入しなければならない。

第3章 農業集落排水処理施設の管理及び使用

(汚水の排除等の届出)

第8条 処理区域内において汚水を農業集落排水処理施設に排除しようとする者は、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするとき及び汚水の排除をやめようとするときも、同様とする。

(水洗便所の設置等)

第9条 処理区域内において建築物を建築しようとする者は、便所を水洗便所（污水管が農業集落排水処理施設に連結されたものに限る。以下同じ。）以外の便所としてはならない。

2 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第3条の規定により告示された農業集落排水処理施設の供用を開始すべき日から3年以内に、当該便所を水洗便所に改造しなければならない。

3 市長は、前2項の規定に違反した者又は当該違反に係る建築物を譲り受けた者に対し、相当の期間を定めて、当該便所を水洗便所に改造すべきことを命じることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定であるときその他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(し尿の排除の制限)

第10条 農業集落排水処理施設へのし尿の排除は、水洗便所によらなければならない。

(使用制限)

第11条 市長は、農業集落排水処理施設に関する工事を施行するときその他やむを得ない理由があるときは、処理区域の全部又は一部の区域を指定して、農業集落排水処理施設の使用を一時制限することができる。

2 市長は、前項の規定により農業集落排水処理施設の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(公共ます等の清掃)

第12条 公共ます又は取付管の清掃を必要とする者は、市長に申し込まなければならない。この場合において、当該申込みをした者は、当該清掃に要する費用を負担しなければならない。

第4章 使用料等

(使用料の納入義務)

第13条 汚水を農業集落排水処理施設に排除することにつき第8条前段の規定により届け出た者(以下「使用者」という。)は、農業集落排水処理施設への汚水の排除を開始した時から、使用料を納入しなければならない。

(1月の使用料の額)

第14条 1月(定例日(使用者ごとに、あらかじめ市長が定める日の毎月の応当日をいう。以下同じ。)の属する月の前月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。)の使用料の額は、次項の基本使用料の額及び第3項の従量使用料の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1月の基本使用料は、1,000円とする。

3 1月の従量使用料は、別表に掲げるとおりとする。

(臨時使用に係る使用料の額)

第15条 前条の規定にかかわらず、農業集落排水処理施設の臨時使用(工事その他の理由によりあらかじめ6箇月以内の期間を定めて使用することをいう。以下同じ。)に係る1月の使用料の額は、次項の基本使用料の額及び第3項の従量使用料の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1月の基本使用料は、3,000円とする。

3 1月の従量使用料は、汚水排出量の10立方メートルを超える部分1立方メートルにつき200円とする。

(汚水排出量の認定等)

第16条 水道の水に係る汚水（以下「水道汚水」という。）は、京都市京北地域水道の管理に関する条例第8条又は第9条の規定により決定した水道の水に係る使用水量をもってその汚水排出量とみなす。

2 井戸汚水等（水道汚水及び手動式井戸の水に係る汚水以外の汚水をいう。以下同じ。）は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量をもってその汚水排出量とみなす。

3 前項の使用水量は、次条第1項の計測のための装置その他の方法により市長が認定する。

4 使用者は、第1項又は第2項の使用水量のうち氷雪又は氷菓の製造、醸造、コンクリートの打設その他の農業集落排水処理施設に排除されないこととなる目的に使用した水量があるときは、その旨を市長に申告することができる。この場合において、市長は、その事実が証明されたときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の使用水量と異なる汚水排出量を認定することができる。

(計測のための装置の設置等)

第17条 市長は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量を認定するため、計測のための装置を設置することができる。この場合において、使用者は、当該装置の設置を拒んではならない。

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって、前項の規定により設置した装置を保管しなければならない。

(使用料の額の算定の特例)

第18条 使用者が汚水の排除を開始した日から起算して市長が定める日までの期間

又は市長が定める日から起算して使用者が汚水の排除をやめた日までの期間が1箇月に満たない場合における当該期間に係る使用料の額は、当該期間を1月とみなして、第14条又は第15条の規定により算定する。

(使用料の納期等)

第19条 使用者は、水道汚水に係る使用料を、水道料金と併せて当該水道料金の納入期限内に納入しなければならない。

2 使用者は、井戸汚水等に係る使用料を、市長が指定する期限内に納入しなければならない。

(使用料の概算額の前納)

第20条 農業集落排水処理施設の臨時使用に係る使用者は、市長がそのつど定める2月分の使用料の概算額を前納しなければならない。ただし、国、地方公共団体その他市長が認める者については、この限りでない。

2 前項の使用者が汚水の排除をやめたときに納入すべき使用料は、当該使用者に係る前項の概算額により精算する。

(分担金)

第21条 排水設備を新設しようとする者(当該排水設備を既存の公共ます又は他の排水設備に接続する者を除く。)は、1件につき480,000円の分担金を納入しなければならない。

2 分担金は、別に定めるところにより、市長が指定した期限内に納入しなければならない。

3 既納の分担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(減免)

第22条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第12条後段の規定により負担させる費用、使用料又は分担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第23条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

(過料)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第9条第3項の規定による命令に違反した者
- (2) 使用料の支払を免れようとした者

2 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の支払を免れた者に対して、その支払を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧京北町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（以下「旧町条例」という。）第5条の規定によってした告示は、第3条の規定によってしたものとみなす。

3 京北町の区域の編入の際現に旧町条例第10条の規定による届出をし、又は旧町条例第11条の規定による許可を受けて旧町条例第2条第2項に規定する上弓削地区農業集落排水施設（以下「旧町施設」という。）に汚水を排除している者は、第8

条前段の規定による届出をしたものとみなす。

- 4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 5 施行日前に処理区域内において建築物の建築の工事に着手している者については、第9条第1項の規定は、適用しない。
- 6 第13条から第19条までの規定にかかわらず、施行日前に旧町施設にした汚水の排除に係る使用料であって、この条例の施行の際旧町条例第13条の規定による手続がされていないものについては、施行日以後も、旧町条例第12条から第15条までの規定の例により徴収する。この場合における第22条又は第24条第1項第2号若しくは第2項の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「旧京北町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の規定の例により徴収する使用料」とする。
- 7 施行日前に旧町条例第13条の規定による手続がされた使用料については、施行日以後も、旧町条例の規定の例により徴収する。
- 8 第16条第1項から第3項までの規定にかかわらず、井戸汚水等を排出する者については、当分の間、別に定めるところにより算定した水量をもって、その者に係る汚水排出量とみなす。この場合において、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「附則第8項」と、「使用水量」とあるのは「水量」とする。
- 9 施行日前に旧京北町農業集落排水事業分担金徴収条例の規定により徴収することとされた分担金については、施行日以後も、同条例の規定の例により徴収する。
- 10 施行日前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、施行日以後も、旧町条例の例による。
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

(関係条例の一部改正)

12 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 産業・消費生活関連施設の項中「産業技術研究所」の右に「上弓削農業集落排水処理施設」を加える。

別表 (第14条関係)

汚 水 排 出 量	単 位	従量使用料 円
5立方メートルを超え, 10立方メートルまでの部分	1立方 メー ト ル	160
10立方メートルを超え, 30立方メートルまでの部分		170
30立方メートルを超え, 50立方メートルまでの部分		180
50立方メートルを超え, 100立方メートルまでの部分		190
100立方メートルを超える部分		200

(産業観光局農林部農業振興整備課)